

# 令和元年度鉱山保安監督指導について

中国四国産業保安監督部四国支部

## 1. 基本方針

鉱山（製錬場を含む）の保安監督指導については、人命の尊重、国民の健康の保護及び生活環境の保全を基本理念として、鉱山保安法令に基づき、危害及び鉱害の防止に万全を期すべく実施しているところです。

平成17年4月から、リスクマネジメントの手法を法体系の中に導入した改正鉱山保安法が施行され、鉱業権者自らが鉱山の保安上の危険を把握し、それに対応する保安措置を講ずるとともに、随時その見直しを行うこととしています。

平成25年度から平成29年度の5年間は、第12次鉱業労働災害防止計画（以下、第12次計画）において、保安方針の表明、保安目標の設定、保安計画の策定及び評価・改善を行う「鉱山保安マネジメントシステム（以下、鉱山保安MS）」の構築を推奨してきたところですが、災害減少目標については、達成できなかったところです。

また、平成30年度（暦年）は、「死亡災害ゼロ」の目標は達成しましたが、度数率の災害目標は達成できませんでした。

令和元年度は、新たに策定された第13次鉱業労働災害防止計画（以下、第13次計画）の2年目に当たり、引き続き各鉱山の実状に即したさらなる自主的な取組みにより、同計画に定められた災害防止対策が的確に実施され、第13次計画の目標である「鉱山災害の撲滅」が達成されるために、関係者の一層の努力による鉱山保安MSの促進が必要であると考えています。

最近5年間の災害発生状況を顧みますと、全国の罹災者は平成26年14名（死亡1名）から、平成27年19名（死亡2名）、平成28年16名（死亡3名）、平成29年は31名（死亡1名）、平成30年は26名（死亡0名）と平成30年は8年ぶりに死亡災害がゼロとなったものの、重傷者数は前年に引き続き高水準となっています。

一方、当支部管内では、平成26年から2年間は罹災者が無く罹災者ゼロを継続しておりましたが、平成28年、29年と連続して運搬装置による軽傷災害が発生しましたが、平成30年は罹災者の発生はありませんでした。

また、平成25年以降、罹災者はいなかったものの、重油の流出事故、発破飛石災害、火災、水害と重大災害に繋がる恐れのある災害が発生しております。

以上のことを踏まえ、令和元年度は、引き続き鉱業権者に対し自主保安体制の円滑な定着を支援するとともに、危害・鉱害の未然防止対策について積極的に監督指導を行うものとします。

## 2. 監督指導の重点事項

令和元年度は、特に以下の事項に重点をおいた監督指導を実施することとします。

### (1) 自主保安体制の確立

#### ① 鉱山の現況調査を反映した保安規程の見直し及び周知

鉱山の作業環境の変化に対し、鉱業権者及び鉱山労働者自らの視点で現況調査及びリスク評価を実施し、必要に応じて保安規程の見直しを行い、鉱山労働者に周知する体制の定着が図られるよう監督指導を行います。

#### ② 鉱山保安MS構築の推進

経営トップが実施する「保安方針」表明、達成度合いを客観的に評価可能な「保安目標」策定、及び保安目標達成のための具体的な実施事項とスケジュール等の「保安計画（年間計画）」作成、評価・改善など、鉱山における鉱山保安MSの充実に向けて具体的な実施方法や優良事例等の情報提供を推進します。また、鉱山保安MS未実施等の鉱山に対して、実施の取組についての指導、助言等の支援を行います。

### (2) 危害防止対策

第13次計画の全国目標である、毎年死亡災害ゼロ、度数率0.70以下（各々平成30～34年度計画期間5年間の平均値）、重篤災害の度数率0.50以下（各々平成30～34年度計画期間5年間の平均値）を達成するため、

当支部目標を、計画期間中、罹災者2名（度数率0.70）以下、重篤災害（死亡を除いた損失日数4週間以上の災害）の罹災者を1名（度数率0.50）以下とします。

当支部においては、第12次計画期間中及び平成30年度（暦年）の当支部目標を達成していることから、平成31年度も各鉱山においては、引き続き「災害撲滅」「罹災者ゼロ」を目指すものとします。

#### ① 作業手順の整備及び遵守の徹底

作業手順は、鉱業上使用する機械・器具及び工作物が安全かつ適正に使用されるために作成されており、作業の安全を直接確保する重要なものであるため、現場の状況を十分に踏まえて、労働者の意見を直接聞く等により、具体的に作成・見直され、実効性のあるものとして鉱山労働者に用いられるよう指導するとともに、鉱山労働者への周知及び再教育が適切に行われるよう指導します

#### ② 頻発災害や非定常作業時等における災害防止対策の推進

第12次計画期間中（平成25年～29年）の災害の発生状況を見ると、災害発生事由は全国でも管内でも、「運搬装置のため」、「墜落・転倒」、「取扱中の器材鉱物等のため」及び「発破飛石」によるものが多くなっています。

特に管内で平成28年、29年に連続して発生した「運搬装置」による災害は、

いずれも防げた災害であり、作業手順書の遵守、鉱山労働者への周知、再教育の徹底などの対策が必要とされています。平成30年は罹災者の発生はなく、「運搬装置」による災害の発生もありませんでしたが、「火災（重機）」等の災害は発生したことから、令和元年も引き続き、鉱業権者が現況調査及びリスク評価を徹底して行い、不安全な状態及び不安全な行動を抽出し、鉱山労働者自らが不安全な行動をとらないようその排除に努める等対策が実施され、実施状況の評価・改善が適切に図られるよう監督指導を行います。

また、鉱山で実施する不定期又は定期的ではあるが頻度の低い保全（点検・修理・改造等）作業、及び、異常・故障等のトラブル対処作業の非定常時作業等、鉱山の作業については、その内容・場所が多岐にわたるため、個々の保安対策が不十分となるおそれがあります。このため、このような作業についての作業手順の作成、見直し及び遵守の徹底はもとより、保安担当者が作業者の作業内容について十分に把握し、巡視時においてもその作業内容を確認出来るような保安管理体制を指導します。

### ③ 残壁対策

残壁の安定性の確保は、鉱山労働者の安全のために必要であるだけでなく、その崩壊による自然破壊や鉱山外への被害の重大性等から重要な課題です。このため、施業案の残壁規格の遵守、残壁面付近の採掘方法の改善、採掘区域拡大による残壁面の計画的採掘・整形、残壁の安定化のための採掘跡の埋め戻し、岩盤の変化・異常の早期発見のため点検、監視の実施が図られるよう監督指導を行います。

### ④ 作業環境粉じん対策

じん肺防止のため、良好な作業環境の維持管理等のための適正な粉じん濃度の測定を実施させるとともに、測定結果（当支部測定結果を含む）を踏まえた監督指導を行います。また、毎月鉱業権者自らが粉じん飛散防止対策、防じんマスクの着用管理の徹底を確認する等監督指導を行います。

## （3）鉱害防止対策

坑廃水の排水基準、鉱煙の排出基準を遵守するため、坑廃水処理施設、鉱煙処理施設等の整備・管理が適切に図られるよう監督指導を行います。また、坑廃水以外の採掘場からの排水についても、適正な水質で排出されるよう沈砂池等の排水処理施設の整備・管理が適切に行われるよう指導を行います。

鉱山保安法第39条命令を発動した内盛式スライム集積場について、耐震性を高めるための改善工事が適切に完了したことから、今後、必要に応じて状況確認、指導等を行います。

#### (4) 鉱業上使用する施設の老朽化・破損等対策

油流出等の鉱害発生及び火災その他の危害発生に繋がる鉱業上使用する施設の老朽化・破損等に関するリスクについて、鉱業権者が適切に現況調査及びリスク評価を行い、有効な是正措置を講じるよう監督指導します。

また、こうした事故が発生しないために、鉱業上使用する施設の日常点検、定期検査や施設の施工管理の徹底が適切に図られるよう指導するとともに、事故発生時に応急の措置を講じ、速やかに事故復旧が図られるような管理体制について監督指導します。

#### (5) 保安教育の推進

鉱山における保安技術の向上、保安教育の推進、リスクマネジメントの定着、自主保安体制を支援するため、引き続き鉱山保安研修及び保安指導を計画します。

#### (6) 情報の提供

鉱業権者が、現況調査及び保安規程の見直し作業を行うに際して、有用な災害・事故情報及びリスク低減対策等の情報の提供に努めます。情報の提供は、経済産業省及び中国四国産業保安監督部四国支部のホームページ、電子メール等並びに保安検査等により実施します。